

橋本市広報はしもと広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、橋本市有料広告事業実施要綱（平成24年橋本市告示第87号。以下「要綱」という。）及び橋本市広告掲載基準に基づき、広報はしもと（以下「広報」という。）への有料広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告対象)

第2条 広告は、橋本市が作成する広報に掲載する。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広報に広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、要綱第3条及び橋本市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第4条 広告の寸法及び掲載位置は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、1件当たり縦52ミリメートル、横57ミリメートルとするが、2件（スペース）を1広告とする場合の広告寸法を縦52ミリメートル、横118.5ミリメートルとし、3件（スペース）を1広告とする場合の広告寸法を縦52ミリメートル、横180ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置は、「情報ひろば」の下段とし、1月当たり4ページ以内、広告数を1ページにつき3件、合計12件を最大数とする。
- (3) 市長が必要と認めた場合は、1ページに隣り合う2又は3件を1広告として掲載できるものとする。
- (4) 申込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、市が指定する。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ及び広報などの広報印刷物で公募するものとする。

(広告掲載の期間)

第6条 連続する複数月（号）の掲載を申し込む場合は、年度を越えてすることができない。

(広告掲載料)

第7条 広報に掲載する広告は1月（号）1件当たり20,000円（別途消費税及び地方消費税を加算する。）とする。

(広告掲載料の割引き)

第8条 広告掲載料は、一の申込みで、3件から5件の申込みの場合は1件当たり16,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とし、6件以上の申込みの場合は1件当たり14,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告原稿を添えて橋本市広報はしもと広告掲載申込書(様式第1号)により、市長が指定する期間内に申し込むこととする。

2 前項の申し込みは、1月につき1件とする。ただし、同一広告において連続する複数月の申込みをすることができる。

3 第1項に規定する市長が指定する期間は、掲載を希望する月の2月前の25日までとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込み(以下「掲載申込み」という。)があったときは、要綱に規定する橋本市広告審査委員会(以下「委員会」という。)の審査により広告掲載枠購入者(以下「広告主」という。)を決定する。

(広告掲載可否の通知)

第11条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式第2号)により、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告掲載希望者並びに広告主に通知する。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、広報への広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(雑則)

第17条 この基準に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱基準は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この取扱基準の改正後の橋本市広報はしもと広告掲載取扱基準に規定する広告掲載料は、この取扱基準の施行の日以後に掲載の決定を行うものについて適用し、同日前に掲載の決定を行うものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、令和7年2月21日から施行する。